



一 般 質 問

美浦村指定金融機関の輪番制について



しもむら ひろし
下村 宏 議員

質問 平成26年度から常陽銀行と筑波銀行の二つの銀行が指定金融機関として、3年ごとの輪番制を実施している。

現在は筑波銀行が指定金融機関となっており、来年3月末には満了を迎え、4月から常陽銀行に交代になる。

自治体の指定金融機関は経営の健全性を求められているので、両行の預金総額と自己資本比率を尋ねる。

答弁 (総務部長) 平成28年3月期の常陽銀行の預金残高は、8兆1,033億円であり自己資本比率は12.00%。筑

波銀行は、預金残高2兆1,805億円であり自己資本比率は9.21%となっている。

銀行の自己資本比率規制では、海外に営業拠点を持たない銀行は4%、海外に営業拠点を持つ銀行は8%以上とした基準を、両行共に大きく上回り経営の健全性を確認できる。

質問 両行を輪番制にした最大の理由に金融サービスの向上が挙げられ、その結果として、年間の会計窓口派遣費用108万円(3年間で324万円)が無償となった。この費用について、次年度はどのようになるのか。また筑波銀行が設置した庁舎前のATMを常陽カードで利用した場合、手数料は無料にならないか。

答弁 (総務部長) 会計窓口

派遣費用108万円については、両行共に次からは有償になる。常陽カード利用時手数料については有料となるが、交渉を今後もしていく。



障害者差別

解消法について

質問 この法律解釈で、不当な差別的取り扱いの禁止・合理的配慮の提供の具体例を尋ねる。

答弁 (保健福祉部長) 本年4月1日から施行された障害

者差別解消法は、すべての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会の実現に向け、障害を理由とする差別の解消を目的としている。

本村においても、要領の整備等を行い福祉介護課に窓口を設置して対応することとした。

質問 障害者差別解消法の施行と同時に、障害者雇用促進法も改正された。対象となる障害者と事業者について伺う。

答弁 (保健福祉部長) すべての障害者等を持った方を対象とし、障害のない体の不自由な方々も含めている。

すべての行政機関、民間事業所を対象に、労働者の募集や採用などについて、賃金の決定、配置、昇進、教育訓練の実施等不当な差別的取り扱いの禁止を定めている。